

佐賀

新型コロナウイルス感染症に関する お問い合わせ先について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、様々な影響を考慮し、サポート体制、相談窓口が設けられております。

症状などの感染症に関する一般的な相談

- 佐賀県一般電話相談窓口： **0952-25-7485**
(8:30～21:00 土日・祝も実施)
- 厚生労働省電話相談窓口： **0120-565-653**
(9:00～21:00 土日・祝も実施)



小学校等休業中の補償・支援の相談

適用期間6/30まで延長

学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し

- 従業員に有給休暇を取得させた
事業主に、従業員1人あたり日額で最大
8,330円を助成
- フリーランス自営業者で一定の
条件を満たした上で休んだ場合、
日額**4,100円支給**



【お問い合わせ】 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
0120-60-3999 受付時間：9:00～21:00(土日・祝日含む)

休業や失業等により、生活資金が必要な方

生活福祉資金貸付制度における 緊急小口資金等の特例貸付

【相談窓口】 お住まいの市町村社会福祉協議会の生活福祉資金相談係
または佐賀県社会福祉協議会

【お問い合わせ】 佐賀県社会福祉協議会 **0952-23-5886** 8:30～17:00
および各市町村社会福祉協議会へ

中小企業の経営で資金繰り等にお困りの方

売上高の減少により影響を受ける 中小企業・小規模企業者の方々の金融支援

① 新型コロナウイルス感染症 資金繰り対策資金(経営改善資金)



- 融資限度額…8,000万円
- 貸付利率……1.3% ※セーフティーネット保証4号、5号又は、危機関連保証の市町の認定がある場合は3年間に限り利子を県が全額補給します。
- 保証料……県が全額負担 ※セーフティーネット保証4号、5号又は、危機関連保証の市町の認定が必要です。
- 貸付期間……10年 (うち据置期間2年)

【お問い合わせ】

佐賀県信用保証協会：0952-24-4342 (平日:9:00~18:00/土日祝9:00~17:00)

② 日本政策金融公庫による無担保の特別貸付

特別利子補給制度の併用で当初3年間の実質無利子



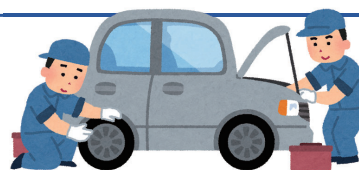
【お問い合わせ】

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544 (9:00~17:00土日・祝も実施)

その他のサポート

◎車検が全国一律で4月30日まで延長されます

(自動車検査証の有効期間満了日が2月28日から3月31日までの自動車すべてが対象)



◎運転免許証の更新期限が令和2年3月13日~3月31日までの間の方は更新期限が3ヶ月間延長されます(令和2年3月13日時点)

※更新期限前に運転免許センターや警察署等に申し出が必須となります。

◎確定申告が4月16日まで期限延長されます

◎引っ越しの際、郵便による転出届提出と転出証明書受け取りの推進

◎医療における持病がある人を電話や情報通信機器で診療し、薬を処方

